

令和元年 土幌町議会第3回定例会会議録

1 議事日程第2号 9月11日(火曜日)午前10時開会

| | | |
|--------|--------|--|
| 日程番号1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程番号2 | | 一般質問 |
| | | 1 大西 米明 議員 8050問題について |
| | | 2 中村 貢 議員 商工業振興に係わる法の改正に伴う小規模事業者の 支援について |
| | | 3 伊藤 健蔵 議員 町の活性化に取り組んでいる具体的な政策について |
| | | 4 加藤 宏一 議員 市街地道路及び歩道の改修計画について |
| | | 5 河口 和吉 議員 幼児教育・保育の無償化について |
| | | 6 清水 秀雄 議員 奨学金制度の創設について |
| 日程番号3 | 議案第8号 | 町道の路線廃止及び認定について |
| 日程番号4 | 議案第9号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程番号5 | 議案第10号 | 辺地総合整備計画の変更について |
| 日程番号6 | 議案第11号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程番号7 | 議案第12号 | 議決事項の一部変更について(工事請負) |
| 日程番号8 | 議案第13号 | 議決事項の一部変更について(工事請負) |
| 日程番号9 | 議案第14号 | 議決事項の一部変更について(工事請負) |
| 日程番号10 | 議案第15号 | 令和元年度土幌町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程番号11 | 議案第16号 | 令和元年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程番号12 | 議案第17号 | 令和元年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程番号13 | 議案第18号 | 令和元年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程番号14 | 認定第1号 | 平成30年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定 |
| 日程番号15 | 認定第2号 | 平成30年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程番号16 | 認定第3号 | 平成30年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程番号17 | 認定第4号 | 平成30年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 |

定

日程番号18 認 定第5号 平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号19 認 定第6号 平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号20 認 定第7号 平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

日程番号21 認 定第8号 平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席議員（12名）

| | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 1番 加藤 宏一 | 2番 河口 和吉 | 3番 大西 米明 | 5番 伊藤 健蔵 |
| 6番 清水 秀雄 | 7番 牧野 圭司 | 8番 曾我 弘美 | 9番 中村 貢 |
| 10番 森本 真隆 | 11番 大野 明 | 12番 矢坂 賢哉 | 13番 秋間 紘一 |

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 町長 | 小林 康雄 | 教育長 | 堀江 博文 |
| 代表監査委員 | 佐藤 宣光 | | |

5 町長の委任を受けて出席した者

| | | | |
|----------|-------|-------------|-------|
| 副町長 | 柴田 敏之 | 保健医療福祉センター長 | 高木 康弘 |
| 総務企画課長 | 石垣 好典 | 会計管理者 | 三島 重浩 |
| 町民課長 | 藤内 和三 | 保健福祉課長 | 堀江菜穂子 |
| 保健介護担当課長 | 三島 裕子 | 産業振興課長 | 亀野 倫生 |
| 建設課長 | 増田 優治 | 道路維持担当課長 | 佐藤 英明 |
| 施設担当課長 | 田中 敏博 | 子ども課長（兼） | 高木 康弘 |
| 病院事務長 | 土屋 仁志 | 消防課長 | 土屋 政勝 |
| 特老施設長 | 佐藤 慶岩 | | |

6 教育長の委任を受けて出席した者

| | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 参事 | 玉堀 泰正 | 教育課長 | 藤村 延 |
| 給食センター所長 | 齋藤 英雄 | 高校事務長 | 上野 清子 |

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 角田 淳二 |
|------|-------|

8 職務のため出席した議会事務局職員

| | | | |
|------|-------|------|--------|
| 事務局長 | 矢野 秀樹 | 総務係長 | 宇佐見 和重 |
|------|-------|------|--------|

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

| | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 秋間議長 | <p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、森本真隆議員及び11番、大野明議員を指名します。</p> <p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、大西米明議員。</p> |
| 2 | 大西議員 | <p>おはようございます。まず初めに、一般質問の前に、昨年の9月6日、胆振東部大震災によりまして関連死等で44名の方が亡くなられましたけれども、その44名の皆さんに心から哀悼をささげたいと思えますし、被災を受けた皆さんの一日も早い復興を心から願っております。また、士幌町においてもこのことをいい教訓として、これからも災害に強いまちづくりを考えていただきたいなと思えます。</p> <p>それでは、一般質問を行います。町長に対しまして8050問題について質問させていただきます。80代の高齢の親が50代のひきこもりの子供を支え、社会的に孤立する8050問題、ひきこもりは社会全体で考えるべきことで、家族だけの問題にしては8050問題は解決しないと思えます。これは、国や地方行政の役割で、ひきこもりの人や家族に寄り添い、悩みを一緒に考え、支援していくことが必要ではないかと考えますが、町長はどう考えておりますかお聞きします。</p> |
| | 秋間議長 小林町長 | <p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p> <p>それでは、大西議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。</p> <p>ただいま大西議員のおっしゃるとおり、ひきこもりは家族だけで解決できる問題でないというふうに考えているところであります。国では、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しており、その中で介護、障がい、生活困窮などの課題が複合化され、解決が困難な事例として8050問題が挙げられているところであります。複合化した課題の解決のために地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指すとしており、また適切な支援、対応を行うために地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などの各分野における相談支援事業者が必要に応じて適切な機関につないでいくことを努力義務としているところであります。</p> |

士幌町の現状であります。ひきこもりだけの相談窓口というのは特に設置しておりませんが、高齢者訪問の際、健康診断勧奨の際、生活困窮の相談の際などに家族構成や家族の現状をお聞きする中で問題を把握し、支援につなげている状況であります。ひきこもりの状態にある方は、地域や社会との関係性が希薄で、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己否定感を抱いている場合も少なくないことから、そうした複雑な状況を理解し、丁寧に寄り添う必要があると考えております。最初にかかわった担当から問題解決につながるよう、保健福祉課内部、または他の機関も含め情報の共有を図りながら、家族や本人がどのような支援を希望しているのか、どのような支援をすることで現在の状況が改善されたり今後の不安が少しでも解消されるのかを十分話し合い、不安なことはささいなことでも相談してもらおうよう関係づくりを進めてまいりたいと思います。

以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
大西議員

再質問があれば許します。3番、大西議員。

8050問題ってここ2、3年大きく取り上げられた問題ですから、士幌町も対応がまだ進んでいないのが現状だと思います。

それで、総務省がひきこもりの定義として、まず1つ目に、自分の趣味の買い物ぐらいいは外に出ます。2つ目に、コンビニの買い物は出ていきます。3つ目に、家から外には出ませんという。それから、家の中にも自室から、部屋の中からはめったに出ないという4つの定義を定めて、それが6カ月以上続く人をひきこもりというふうに見ているみたいでありますけれども、士幌町の今の現状では、調査していませんから、よくわからないと思いますけれども、今の答弁書読むと色々な支援や何かの中である程度把握しているのだと思いますけれども、士幌町の現状、おおよそどのぐらいの人数がいるのか、ちょっとお聞きします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ひきこもりにかかわって特定して調査をしたわけではないのでありますけれども、いろんな相談であるとか、町民のいろんな情報から勘案して、30人程度いるというふうには保健福祉課では把握をしているところであります。

以上であります。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。3番、大西議員。

総務省は、今年の3月、40歳から64歳ですか、介護保険でいう第2号被保険者の年齢で全国に61万人、それから15歳から39歳、いってみれば介護保険の前の人です。それが54万人ということで、トータルで110万を超えるひきこもりがいるという報告がありました。そんなことを受けて、各町村、都道府県も含めて対策を国も指示しましたので、

泡食っているのだと思いますけれども、道内でも2015年に、早いですが、津別町という町が大阪からそういう専門家の大学の教授を呼んで、町職員、それから社会福祉協議会だとかをフル動員して調べたところ、津別町は士幌町より1,000人ぐらい少ない町ですが、50人のそういうひきこもりの人がいたそうであります。ですから、士幌町で30人、それ以上いるのかなという思いがしますけれども、いずれにしてもひきこもりになる原因はまず子供のときの登校拒否です。それから、就職氷河期、ちょうどその年代の人はバブルはじけての就職氷河期の時代で、なかなかうまく就職ができなかった。そして、会社に入ってもなかなか人間関係についていけない。リストラに遭った。病気になった。そんなようないろんな諸事情でひきこもりになった原因になっているみたいです。

それで、まずこの問題は入り口からしていかないとだめだと思うのです。まず、なった人の支援も必要ですけれども、入る前に予防していくことも大事な仕事だと思うのです、行政としては。それで、まず初めに登校拒否の子供たちをどう救っていくのか。昔はフリースクールだとか、いろんな形で学校以外で教育する、勉強する場所を提供したりなんかしていましたけれども、今はいろんな形でそれを支援していく組織がたくさんできていると思うのです。それで、昔の考えで学校に行かなければ授業ができないのだよというようなかたい頭でなく、先生方に任せて、先生方が同級生連れて、一緒に学校行かないか行って朝誘いに行ったり、そういうことが不登校の子供にしてみればすごく心の重荷になってなおさら引きこもってしまうということになりますから、そういうものをなるべく解消してやることも大事だと思いますし、ですから教育委員会としてもまずその第1段階のところではどのような指導をしていっているのかお聞きしたいと思います。

秋間議長
堀江
教育長

教育長。

今回の内閣府の調査に関連して、ひきこもりと不登校の関連についての質問でございますが、内閣府の調査自体は40歳から64歳の調査で、5,000人訪問して3,248人回答を得て、人口データを掛け合わせて推計61万3,000人としたものでございます。その中の調査結果を見ますと、初めてひきこもりの状態になった年齢を問う質問ございました。これにつきましては、14歳以下には該当なく、15歳から19歳まででも2.1%と、小中学校、高等学校の就学期間からひきこもりが始まったという回答は非常に少ないものでした。また、これまでの過去の経験を問う質問もございました。これは、複数回答できる質問の項目でありましたが、小学生のときに不登校であった、これが2.1%、中学生のときに不登校であった、これも同じく2.1%、高校生ときに不登校であった、4.3%といずれも低い結果であって、一番多かった回答は35歳以上で無職、これが53.2%でございました。もう一つ、ニートの経験

があるかということで、15歳から34歳までの間に就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない状態であったとの回答が21.3%もありました。

よって、今回の内閣府の調査結果から、ひきこもりと不登校の直接的関連のデータは余り見られませんでした。しかしながら一定程度の方は不登校の経験があるという調査結果でありまして、関連がないと子どもは否定するものではございません。

また、不登校とひきこもりに関連する調査としまして文科省で調査がございました。平成26年度に不登校に関する実態調査、これは平成18年度の不登校生徒に関する追跡調査を行ったものでございます。中学3年生のときに不登校だった生徒のうち、卒業後に進学も就職もしなかった生徒は8%ありました。一方で、高校に進学した生徒は81%いたのですが、そのうち14%は中退しているという結果でもありました。このような結果を踏まえまして、不登校とひきこもりの関連の諸研究などを見ますと、不登校であった生徒の一部がそのままニートとなり、ひきこもりとなる傾向が論じられております。

教育委員会といたしましては、学校に対しまして早期発見、早期対応を指示しているところでございます。不登校児童生徒に対しましては、学級担任や先生などが直接家庭訪問して教育を行うなど、場合によっては、土幌町内にはフリースクールはございませんが、こども発達相談センターであるとか、学童保育を行う温真会などに委託をしながらこれまで対応したこともございます。子どもとしましては、今後先ほども言いましたように早期発見、早期対応して保健、福祉、医療などとも連携しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

秋間議長
大西議員

再質問あれば許します。3番、大西議員。

教育長すごく詳しく説明いただきましたから、理解はできました。それで、やっぱり今は昔と違って多様化されていますから、人間も個々の考え方ありますから、学校だけが勉強の場でないということ、それがこれからだんだん多くなっていくのだと思うのです。ですから、そういう子供にはそういう子供なりの勉強する場をつくってあげたり、そこを紹介して、両親がやっぱり一番心配していると思いますから、そういう人を安心させて、それが行く行くはひきこもりの要因になっていかないような、それで仕事も途中でやめてニートになったりしないような形を小さいうちからつくっていかないと、それが根本にあるからどうしてもそうなる家庭が今のパーセンテージでも結構高い比率上げていますから、ぜひそういうところ教育委員会で目を配っていただきたいなと思います。

また、就職なのですけれども、町が就職をあっせんするわけには、ハローワークの法律に触れますから、それはできませんけれども、町としても就職をできるような職場づくりだとか、だから今回道の駅に

行きますと、タイムレコーダー見ると約30人ぐらいタイムレコーダーに入っていますから、これができて30人ぐらいここで職の場ができたのだなと僕思っていますけれども、そういう働く場所を町内でも行政としてできるものがあればぜひやっていただきたいなと思いますし、ひきこもりの人たちがなぜ家にいるかという、結婚ができないのですね、収入が少なくて。ですから、どうしても親元に入り込んで親の年金で暮らすようになっていってしまうので、これが就職してきちっとした収入があれば、結婚したりなんかして自分で独立した家庭をつくれるのだと思うのです。ですから、ぜひ町長、そういう施策を考える余地はないのか、ちょっとお聞きします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

まず、ひきこもりのうち障がい認定をされている人については、私どもの障がい者総合施設の中で地活センターあるいは就労のBということで約20名ぐらいの方があそこで仕事を受注したり、近隣の例えば公共施設等の清掃等の仕事に携わっているところでもありますから、今言われているのは障がい認定ではないひきこもりという方が30名ほどいるということでもありますけれども、今障がい者等にかかわっても農福連携ということで、農業等の中で雇用できないかということが地域の取り組みとして求められているところでもありますけれども、ぜひ障がい者あるいはひきこもりの皆さんが地域の中で働くことができるような、そういう取り組みを民間の方とぜひ協議をさせていただきたいと思います。

秋間議長
大西議員

大西議員。

農業と連携して職場づくりをしていく、ぜひやっていただきたいのですが、それも一番はまずそこで働いて家庭を持てるだけの収入を得られるかが一番問題なのだと思うのです。ですから、土幌町で今働き手不足といいながらも、パートの延長線上なものですからなかなか、結婚して子供を育ててここで自立していくというのはちょっと難しいかなと思うので、そんなことも考えながら職場づくりをぜひ町長にはやっていただきたいなと思います。

また、これから土幌で30人、それ以上いるのだと思いますけれども、病気になった人、障がいを持った人、本当に社会から離れて生活している人、その人たちを今度はどうするのだという問題なのだと思うのです、一番は。これから2040年には日本の高齢者が一番ピークになる時期ですから、これから約20年後が高齢者ばかりになる時代になるのだと思いますけれども、そういう中で80代の方が50代を面倒見ていく、それで50代の方が年金に入っていればいいのですけれども、働いていないから年金は掛けていない。親が年金を掛けれるかという、親も今大変ですから、なかなか年金を掛けていない。そうすると、札幌でもありましたけれども、親が亡くなると知らないうちに子供も衰弱死

していたというような悲しい事件というか、事故がありましたけれども、そういう人が土幌町から一人も出ないようにしないとしないのだと思います。

それで、生活困窮者支援事業なんかもありますけれども、その事業は私もよく勉強していませんからわかりませんが、それはこういうときにどういうふうな方法で支援できるのか、法律を使って。答弁書に書いてありましたけれども、どういう見方でそういう家庭に支援ができるのかと思いますけれども、どういうやり方をしようとしているのですか。

秋間議長
堀江保健
福祉課長

保健福祉課長。

保健福祉課長、堀江のほうからご説明させていただきます。

障害者自立支援法の中で、土幌町でも今その制度を利用して相談の窓口という形で受け付けをしております。ただ、具体的に金銭的な支援があるわけではございません。支援の相談をする中で、今ある制度、生活保護の制度ですとか、そちらのほうに適切につないでいくという相談窓口としての機能ということで押さえていただきたいと思います。

秋間議長
大西議員

3番、大西議員。

生活困窮者支援ということで、聞いてみるとそんなことしかできないのなら、生活保護制度と大して変わらないなと思うのですが、生活保護のほうが金が絡みますから、そのほうがずっといいのですけれども。

いずれにしても、引きこもっている人、家庭なんか見ますと、両親にしてみれば自分が80代になっていく、子供はもう50、60になっていく、やっぱり親としてみればすごく不安なのだと思うのです。ですから、どうしたらいいだろう。それもなかなか相談できにくいのだと思うのです。というのは、今年の5月にもひきこもりの50代の方がスクールバスを待っている学生、保護者20人を殺傷した。それから2週間もたたないうちに、ひきこもりの子供を持つ偉い農水の事務次官の人が何か悪いことされたり家庭内暴力で大変だからって殺傷した事件もありました。そんなことで、すごくひきこもりの人を誤解をする風潮が世間でできてきたのだと思うのです。ですから、なおさらひきこもりのいる家庭は孤立していつているのだと思うのです。それは、ひきこもりの人の犯罪率って物すごく低いのです。というのは、外に出ないのですから、そんなに犯罪は、家庭内で多少あるかもしれませんが、皆無に等しいとは言わないけれども、そのぐらい低い犯罪率ですから、そういう人たちはすごくナイーブですから、そういうことは無いのだと思うのです。

ですから、僕は今回の質問に国、行政だけしか書かなかったのですけれども、本来は地域社会で支えられて言いたいのですけれども、ま

だ地域社会というのは早いのだと思うのです。ひきこもりの人の気持ちをわかっていないのだと思うのです、みんな住民が。ですから、今福祉課だとか地域包括支援センター、その人たちがひきこもりの人たちにどういう対応をしているのかという勉強会を、今まで保健師になるときもそんな勉強はなかったのだと思うのです、早い時期に取っていますから。ですから、そういう研修を少しはしていかなないと、それに対する対応がしづらいのだと思うのです。それで、そういう勉強会だとか研修を町はさせるべきだと思うのですが、町長、どう思いますか。

秋間議長 町長。

小林町長 ひきこもりの問題を言われて、1つはひきこもりが社会的にこういう人がいるのだよということが認知された時期もありましたし、それから進んで2つ目は仕事だとか社会復帰をどうさせるかという議論があったのでありますけれども、近年はもう少しそういうことに対応するために生き方支援としてどうするかという議論がされているのですけれども、いずれにしても内閣府がようやく40代から60代の実態を調査しようかという、そういうところですから、実態把握も不十分でありますし、ましてやその対応も不十分であるのですけれども、ただ本町においても30人以上の方がそういう方がいるということであれば、社会問題ということでやっぱり捉える必要があるということで、今後いろんな形で私ども実態きちんと把握するということとあわせて、職員の研修、あるいは必要であれば専門職を置く必要があるのかどうかということも含めて、そういう相談なり対応できる体制を今後十分検討してまいりたいと思います。

秋間議長 3番、大西議員。

大西議員 保健福祉課にはいろんな窓口がだんだん、だんだんふえていって、これはもう保健福祉課だけでは多分対応しにくいのだと思います。それで、ひきこもりの家族の人の相談をまずどのような形で受けるかなのだと思うのです。こういう田舎の町だと、役場行ってそういうことをしゃべることによって自分の家庭内のことが人に知られるのでないかなって不安なんかあるのだと思うのです。ですから、土幌町の人が土幌町でなければだめだということもないのですから、帯広の保健所もあるだろうし、上土幌町でも音更町でも行きやすい、しゃべりやすいところに行って相談をする。多分悩んでいる人は、自分の困っていることをしゃべることでも少し気が楽になっていくのだと思うのです。ですから、そういう場をどうやってつくっていくか、つくるといっても行政としては大事なのだと思いますけれども、それを相談を受けるためには今町長の言う職員の研修なりなんなりを、それを理解する人でないと、子供を外に出して働かせればいいでしょうとかなんとかって簡単に言うわけにいかないし、引きこもっている人の人格を否

定することもだめですし、そういうことをわかった上でのあれなのだと思います。

それで、そういうことをなるべくPRするために、まず1回、土幌町としてアンケート調査をやったらどうなのかな。それで、アンケートとったところに聞いてみますと、そんなに出てくるものですかという話をすると、結構、おたくの子供はひきこもりですか、どうですかなんて書いたら、それは出てこないけれども、やんわり書くことによって、その中から、ひきこもりがいるのだけれども、どうしたらいいのだろうかというような問題も書いてくる人もいるみたいなのです。帯広市がやりましたけれども、1回、ですから土幌町としてもそういうひきこもりの実態を把握するためにも質問内容をやったところの質問なんか参考にさせてもらいながら、優しくやるのが大事だと思うのですが、やってみる気ありませんか。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 相談を受けるというのが極めて重要なことなのですから、ただこれはご案内のように非常にメンタルの問題ですから、どう相談に乗る、あるいはその窓口を選ぶかというのが非常に難しい問題なのですけれども、大西議員がおっしゃいましたアンケートも含めて、どんな形で実態を把握して、そういう悩みの相談を受けるかということについては今後担当課を中心にしながら十分検討させていただきたいと思えます。

秋間議長 3番、大西議員。

大西議員 ひきこもりの中には障がい者もかなりいます。病気の方もいますから、医療とそれは連携してやっていただきたいし、土幌町にはほのぼのという障がい者の就労施設もあります、B型ですけれども。障がいを持ちながらまだ家に引きこもっている家庭があるとすれば、そういうものを紹介して、すずらんの家もあるし、ほのぼののあそこを使って少しでも働くことを覚えてもらう。そして、何がしかの収入を得ることもその子供が生きていく上の糧になっていくのだろうなと思えますので、障がい者だとか、病気の方についてはいろいろ保健師や何か訪問していくのだと思えますけれども、その中でぜひ病院なり紹介しながら、完治させるような形で、また社会に出れるような、踏み出していけるような形にさせていただきたいなと思えますので、障がい者はそういうような形でぜひ一生懸命指導していただきたいなと思えます。

それから、この問題っていろいろ、ひきこもりの人たちをどうするか、親はいろいろな形で相談相手つくれるのですけれども、引きこもっている子供、もう大人ですよ、その人たちがどうしたらいいのかというのが一番問題なのですから、各町村でやっているのはそういう人たちの居どころづくりです。それで、さっき話した津別町で50

人いるけれども、そういう中でそういう居場所をつくったときに、3人ですけれども、毎週1遍ずつ参加するようになったという話があります。札幌でもそういう人たちが集まっている中でひきこもりの人たちが話し合って、私らもちょっと働いてみないかって2、3人のグループで、新聞配達なら人と会わないからいいのでないかって新聞配達の仕事をやり出した人もいるらしいのですけれども、北海道でもいろんな町村で事例をつくっています。帯広市でもリカバリースポットという、引きこもりを経験した人が主宰者としてやっている、そういう居場所もつくってありますし、それからひきこもりの家族の会といって、たんぽぽという組織をつくって、いろいろそういう家族だとか本人のいろんな話を聞いてもらっている場所もあるみたいですから、ぜひそういうことも、なかなか住民、そういう家庭がわからないとすれば、行政としてぜひPRをしていただきたいなと思います。

それと、総務省のこの間の国勢調査では40代、50代で未婚で親と同居している家庭が340万人いるみたいなのです。ということは、40代、50代ですが、結婚しないで親と一緒に住んでいるのだらうなと思いますけれども、今働いている人が大半ですけれども、その中にひきこもりの人が100万ぐらいいるのですから、となればその人もだんだん予備群になっていきますし、これからこういうことを、私は今回ただ町に対して少し8050問題を提起したいなと思って質問したのです。それで、結果がどうなるか、どうするかということはなかなか出てこない。まだまだ難しい問題ですから出てこないと思いますけれども、これが先ほどの2040年には高齢者がピークになるという時代を迎えてきて、これをそのまま放置するわけではないですけれども、手をつけないと、もう間もなく8050問題が9060問題になるのだと思います。ぜひそういうふうに士幌町ではならないような施策を町長には、社会問題という認識に町長はなっていますけれども、ぜひそれをやっていただきたいなと思います。

それで質問を終わります。

秋間議長
小林町長

町長。

まず、障がい者の関係なのですけれども、大西議員のご案内のとおり、ほのぼの、地活センターというところに約20名の方が通っておられて、大西議員もご承知のとおり、非常にあそこに通っていると変わっているのです。変わっていて、仕事をしている人もいるし、あるいはボランティアに参加しているということでは、この方が今まではこれがないときにはひきこもりだったわけですから、それが非常に解決したということでもありますし、もう一つ、子供にかかわっていけば発達支援センターを運営しているのですけれども、OBである狩野先生にも非常に頑張ってください、当初ここに通うのに比較のためらいがちであったのですけれども、今非常に家族とかが積極的に参加させ

ているということもありますので、そういう町としての地道な取り組みが結構大事だなというふうに思っているところでもありますけれども、いずれにしても先ほど申し上げましたとおり、30人以上の方がそういう方がいらっしゃるということでもありますし、そういう面では大きな社会問題だということでもありますけれども、大西議員からもただいまいろんなご提案もありましたから、そのことを踏まえながら今後町としてこの問題に積極的に取り組みを進めていきと思います。

秋間議長 以上で大西米明議員の質問を終了します。

質問順位2番、中村貢議員。

中村議員 町長に答弁を求めるものであります。

商工業振興に係わる法の改正に伴う小規模事業者の支援について。地域を支える小規模事業者支援法の改定に伴う第2期経営発達支援計画の策定について町長の考えを伺うものであります。平成26年、小規模企業振興基本法が公布、施行されました。本町でも平成29年3月に条例制定をしていただきました。本商工会でも小規模事業者支援法に従い、第1期経営発達支援計画を策定し、経済産業省の認定を管内商工会最初に認定をされ、平成27年度から5年間、伴走型支援事業を行ってきました。実績は、昨年度単年度申請で実施しておりまして、5年間で33事業、補助金合計は3,586万4,000円の成果となりました。

中小企業庁では、平成30年11月より小規模企業振興基本計画の見直しが進められ、令和元年6月18日に閣議決定をされ、改正が決定をされました。その改正により、第2期発達経営支援計画では市町村と共同して策定をし、都道府県から意見をいただき、経済産業省に提出し、認定を受けることとなりました。第2期の申請受け付けが11月1日から8日となっており、現在商工会では今後計画策定に向けて町の担当課と協議をしながら、小規模事業者の支援のために11月の申請に向けて進む考えであります。町長は、第2期経営発達支援計画改正の理解と策定支援についてどのようにお考えか伺います。

秋間議長 答弁求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成26年6月の小規模企業振興基本法及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行並びに平成26年10月の小規模企業振興基本計画の閣議決定を受け、本町でも平成29年3月に土幌町小規模企業振興基本条例を制定し、商工業活性化推進事業助成金などを核に、商工会との連携のもと、町内商工業者への支援を推進してきたところであります。

ただいま中村議員が申されたとおり、本年商工業振興に係る関係法令の見直しが行われました。1つは中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法、2つ目は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に対する法律、3つ目は中小企業における経営

承継の円滑化に関する法律であります。これらの改正により、事業に必要な資金調達、事業継続力の強化、生前贈与による事業継承の円滑化などの支援策が強化されたものであります。今般の法改正により新設されました事業継続力強化支援計画は、商工会、商工会議所が関係市町村と一緒に事業継続力強化支援計画を作成し、都道府県知事による認定を受ける制度となったところであります。また、経営発達支援計画の認定に係る改正につきましては、商工会、商工会議所が関係市町村と一緒に経営発達支援計画を作成し、経済産業大臣による認定を受け、認定の際に都道府県知事の意見を聞くものとされたところであります。これまで商工会が中心になり、地域の実情に合わせたさまざまな独自事業を展開するなど地域経済の活性化とあわせ、地域コミュニティの維持に寄与いただいておりますが、今般の法改正によって商工会の役割はますます重要になるものと認識をしているところであります。

町といたしましては、商工業活性化推進事業助成金などにより商工業の支援を推進してきたところでありますが、商工業を取り巻く環境がより厳しく多様となる中、新たな展開が必要と認識しているところであります。よって、商工会を初め関係機関と連携し、今回の制度改正を活用しつつ、小規模事業者への支援の充実を図りながら、商工業の振興、ひいては地域経済の活性化を推進してまいりたいと存じます。

以上、中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
中村議員

再質問があれば許します。9番、中村議員。

今の町長の答弁聞きまして、第2期の法改正でどういうふうに変わったかということで非常にわかりやすく答えていただいたということで、当然町長も理解をされておりまして、今回この申請についてはしっかりとご理解をいただきながら、担当課とまちづくりに対して商工会と一緒にしっかりと協議をしていただくものと確信をしておりますので、よろしく願います。

なお、現実に、町長もご存じだと思いますけれども、商工業者の約9割が、ほとんどが小規模事業者であります。そして、実際にここ数年非常に厳しい経営状態が続いているのが現実であります。その救いは、やはり小規模企業振興基本条例の制定でありまして、特に経営発達支援事業であります。最初の質問の中でも実績報告をさせていただきましたが、本当に大きな成果がありまして、法人事業主の皆さんの大きな支えとなっております。

特にその法改正の趣旨、これは町長も先ほどの答弁の中で答えておりましたけれども、あくまでも今まで商工会が行った事業を今度は町と一緒にやってくださいと、それが経産省の考えであります。まちづくりに対してはやはり町が中心だろうと、商工会ではなくてです。町と商工会と一緒にまちづくりの項目をしっかりと計画しながら、そし

てそれを国に提出していただきたいということなのです。それについては、当然道のほうもしっかり意見をしますよということでもあります。その趣旨はしっかりと町長理解できたということで、大変ありがたく思っていますけれども、第2期経営発達支援計画に生かした内容で策定をし、申請することですけれども、先ほど町長の答弁の中にはなかったのですけれども、町長のご理解をいただいて、ぜひ11月、これは11月の1日からですけれども、ぜひ11月の申請に向かって準備をしていきたいと思しますので、再度町長にご支援をお願いし、再質問を終わらせていただきます。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 大きな実績も残されているのだというふうに思うところでありますけれども、ただ一方では特に商工業を取り巻く環境というのは極めて厳しい状況で、例えば本町の小売業関係で申し上げますと、近代化事業が過ぎて20年が経過したのでありますけれども、その検証が必要だということでもありますし、また消費動向を見ると今はネットであるとか、テレビであるとか、カタログということで通販の販売が拡大をしているということに加えて、町内の商業環境としてはJ Aアスポ店の改築であるとか、ニコットが進出する。さらには、町内に5つのコンビニが展開されるということで、商業環境が大きく変わっているということでもありますけれども、それらの動向をしっかり踏まえながら、新しい発想のもと振興計画を策定することが必要だと考えているところであります。

第1期の経営発達支援計画が来年3月31日で終了するというふうに伺っているところでありますけれども、引き続き第2期の経営発達支援計画の認定申請に当たっても町としても積極かつ主体的にかかわりながら認定申請及び事業の推進を図ってまいりたいと思しますので、ご理解をいただきたいと思います。

秋間議長 以上で中村貢議員の質問を終了します。

質問順位3番、伊藤健蔵議員。

伊藤議員 新人議員の伊藤健蔵です。初質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

町の活性化に取り組んでいる具体的な政策について、小林町長は6期目の公約の一つに、賑わい、元気、潤いのある町を目指すことを政策展開の基本に置いていますが、今年度の町政執行方針の中で賑わいを創出するために取り組んでいる具体的な事業は何か、町長にお伺いいたします。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨年の12月より6期目の町政を担わせていただいているところであ

りますが、6期目の町政の公約において政策展開の基本として、1つは協働のまちづくりで町民力、地域力の向上を図ること、2つ目としては時代のニーズを踏まえた戦略的かつめり張りの町政を推進することとあわせて、3つ目として賑わい、元気、潤いのある町を目指して掲げたところでもあります。

本町は、ご案内のとおり基幹産業である農業が地域の社会経済を支える典型的な農業の町ではありますが、その農業は農村ユートピア建設という大きな目標を目指した町を挙げての先駆的な展開により、極めて高い生産性を示しているところでもあります。さらに、生産の拡大や関連産業の発展、雇用の拡大等により、1人当たり町民所得も昨年度は395万円と十勝で第1位、全道でも3位、全国でも51位と高い経済性の町となっているところでもあります。

まちづくりは、第6期まちづくり総合計画あるいは第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略により展開しているところではありますが、今後のまちづくりにおいて高い生産性や経済性とあわせて士幌の人、資源、産業を生かした賑わい、元気、潤いを目指しながら、真に豊かな地域づくりを推進してまいりたいと存じます。具体的な取り組みとしては、道の駅ピア21しほろ、士幌高等学校、農畜産物加工研修施設しほろキッチンなどの拠点施設と推進組織であるCheerSとの連携、さらにはまちづくり協働推進事業による女性、青年を初め団体、地域の活動支援を行いながら、賑わいの創出を推進しているところでもあります。今後においても時代のニーズを踏まえつつ、積極的にまちづくりを推進し、安心、安全はもとより生きがいを実感する豊かな町を目指してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
伊藤議員

再質問があれば許します。5番、伊藤議員。

今ご回答いただきましたけれども、賑わいとは人がたくさん出そろうって繁盛するさまと一般的に定義されています。ただいまご回答いただいたように、高い経済性に支えられ、活力を生み出しておりますが、そして賑わいを生み出すため、道の駅や士幌高校、農畜産物加工施設などが株式会社CheerSと連携して賑わいを創出するということですが、このような関係者の努力もあり、わが町の各種祭りやイベントは十勝でも有数の大きな祭りに成長しているのもあり、意義深いものがあると思います。

しかし、町民の皆さんは、年数回の祭りばかりでなく、日常生活の中に賑わいを求めています。自分の住んでいる身近な街なかで生活用品の全てがそろい、家族と楽しく買い物ができる。家族や仲間と楽しむ施設や飲食店がある。音楽や文化、芸術などを身近に楽しむ。現実には、この町に足りないものを求めて他市町村の量販店や娯楽施設、飲

| | |
|--------------|--|
| 秋間議長 小林町長 | <p>食店に出向いているのが現実と感じております。このような日常生活の賑わいの創出にはどのように考えているのかお伺いいたします。</p> <p>町長、答弁願います。</p> |
| 小林町長 | <p>ただいま賑わいの創出にかかわってご提言をいただいたところでありますけれども、確かに賑わいというのは必ずしもイベントだけではなくて、日常生活の中に生活あるいは文化も含めてそういうものを享受しながらも、生きがいであるとか、そういうものをつくっていくということが必要だというふうに思うところであります。そういう中では、行政だけが進めるのではなくて、1つは今言われたように街なかにそういう集える施設、拠点づくりということとあわせて、もう一つは町民の皆さんが積極的に参画いただくという町民と行政の協働の取り組みというのを一層進めるために、先ほどお答えしました協働推進事業等を積極的に活用いただけるよう、町としても努力をしてみたいと思っています。</p> |
| 秋間議長 | <p>再質問あれば許します。</p> |
| 伊藤議員 | <p>5番、伊藤議員。</p> <p>ただいま回答の中で積極的に進めたいということですから、期待したいと思います。</p> |
| 秋間議長 | <p>政治家ガンジーの言葉に、理念なき政治は国家、国民を滅ぼすと唱えております。賑わいは、全ての町民がこの町に住んでよいと思える重要な政策であり、町民のために何を町政で実現するのか、深い理念や思いがなければなりません。小林町長は町民目線に寄り添った姿勢であると思しますので、町政推進に当たっては町民の小さな声にも耳を傾け、丁寧に説明して、笑顔で優しく親切をまちづくりの基本理念に置き、賑わいのあるまちづくりに知恵を出し、実現することを期待して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>以上で伊藤議員の質問を終了いたします。</p> <p>ここで11時10分まで休憩といたします。</p> |
| 秋間議長 | <p>午前10時53分 休憩 午前11時10分 再開</p> |
| 秋間議長 加藤議員 | <p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>質問順位4番、加藤宏一議員。</p> <p>それでは、私は町長に土幌町の市街地道路及び歩道の改修計画についてご質問いたします。</p> <p>現在土幌及び中土幌市街地道路においては、一部を残して舗装化されている現状となっておりますが、経年劣化と凍雪害によるクラック及び段差が大きく、通行に支障を来しております。部分的補修や修繕で維持管理をされているところですが、特に簡易舗装で行われている</p> |

道路については路盤から本格的な改修が必要と思われます。道路整備は、住民の生活基盤に密接に影響する面からも重要な施策であり、かなりの費用負担も避けられない状況と判断します。その中で、今後町として市街地の道路及び歩道についてどのような改修計画を考えているのか、町長の考えを伺います。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長 それでは、加藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

現在町の道路整備につきましては、認定延長586 k mのうち、改良延長482 k mで、改良率は82.3%であり、舗装延長は302 k mで、舗装率については51.5%となっているところであります。改修事業については、主に国交省所管の交付金事業と地方道路整備事業及び町の単独事業で行われ、郊外部については農水省所管の畑総事業及び農地耕作条件改善事業等で整備を推進しているところであります。

ご質問にあります市街地の道路及び歩道につきましては、加藤議員からご指摘のとおり、クラックあるいは段差が道路通行上の障害となっているところであります。原因としては、凍雪害を起因とする特に簡易舗装されている路線の中で路盤厚が30 c m以下の道路及び歩道についての損傷が多く、本格的な改修が必要だというふうに考えているところであります。今後の対応としては、市街部の道路補修状況を調査し、全体の改修費用を把握した上で優先順位を定め、計画的に整備をしていくよう推進をしたいと考えております。改修費用につきましては、多額になることが想定されます。国の補助事業採択状況が厳しい中でありますが、交付金事業を中心に単独事業を含めて改修工事を検討してまいりたいと考えております。

どちらにしても道路整備は住民の安全で安心できる快適な生活環境を整える上で重要な役割を担っていることを踏まえた上で、行政として推進してまいりたいと存じます。

以上、加藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長 再質問があれば許します。1番、加藤議員。

加藤議員 町長のお考えのとおり、道路整備というのは本当に日々生活する中で非常に、置いていくことができないというか、常にしていかなければならないことだろうかと私は思います。特に今回の私の質問にありましたように、市街地の道路というのは30 c m以下の掘削をしてつくった本当に浅い砂利層の上に敷いているものですから、非常に冬の凍結によって、そして春の落ち方の落差が激しいのです。それが積年、一年一年進んでいくのが現状なのかなと私は思います。

今町長の答えの中に現状を把握してからというふうな話ですけども、町長の手元にもあると思うのですけれども、車両課のほうである程度道路の状況を把握した資料があります。早急にやらなければな

らないというところ、いわゆる改修必要道路というのがもう既に5 km以上ありますという指摘があるのです。実際幾らかかるのだとなると、1 m改修するのに4万1,000円ぐらいかかるのではないかと、60 cmの掘削をして改修するとなると1 m当たり4万1,000円ぐらい。そうすると、総延長5 kmとなると2億円以上の多額の費用が要ります。

その状況を私も理解しているのですがけれども、過去ここ最近のうちの町の建設費の中で道路橋梁改良普及費の中で道路維持をされているはずなのですがけれども、大体それが4,000万円から5,000万円の毎年の予算と執行状況だというふうに私も見えています。この金額でやっていると到底、5 kmの道を直すということは多分間に合わないのではないかと私は思うのですがけれども、そここのところを踏まえた中でもう一回、この現状の数字を捉えて町長はどう思われていますか。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 まず、道路の整備状況なのですがけれども、それぞれ道路の整備、請願等が出された道路については現在まで行っているのでありますけれども、具体的については若葉の28号道路については平成27年から来年で終わる予定でありますし、もう一つ、東1条線については今年からスタートして、令和4年には終了したいということでありまして、さらには西1線道路があるのでありますけれども、それについては来年度から令和5年までには仕上げていくというような整備計画をしているところでありますけれども、いずれにしてもそれらが計画、当然地域から要望、請願等を出された道路については解決が進むのでありますけれども、いずれにしても今加藤議員がおっしゃったとおり、市街地の中には要望、修繕が必要な箇所があるということでありましてけれども、それらについては実態を把握して処理をしていくわけでありましてけれども、年間単費で4,000万円ぐらいの予算を組んで、例えば懇談会等で出された応急処理については対応しているところでありますけれども、ただ、今加藤議員がおっしゃっていましたが路盤厚が少ない舗装道路については少し計画的に進めるということとあわせて、今言われたように5 kmぐらいは私ども整備を進めるということでありましてけれども、メーター4万1,000円と言われているのですがけれども、そうすると2億円以上の費用がかかるのでありますけれども、有利な財源補填をしながらできる限り早く整備ができるように努力をしてみたいと思います。

秋間議長 再質問あれば許します。1番、加藤議員。

加藤議員 現状はある程度町長も理解しておられると私も思っていますけれども、今早急に改修しなければならないのが5 kmと言いましたけれども、その次に控えている経過観察しなければならない状況も常に控えているということ。政策が遅れていくことによって次に控えている1 km、2 kmがまたその上に乗っていくといつになったら環境がよく

なっていくのかなという部分のほうを私は非常に心配しております。

ちょっと入ってきた話によりますと、令和5年から農道の部分補修や何か補助金がつくような、そんな話もございます。国のお金ですとか、使えるものは使いながら最大限の努力をしていただきたい。この時期にこの質問をしたのも、来年度の予算にぜひ反映していただいて、少しでも早く赤信号がついている傷んだ道をよくしていただきたい。

次に、歩道の部分なのですけれども、具体的に言いますと新生若葉線の歩道です。中央公園の東側に位置する道路なのですけれども、あそこの歩道が多分つくられたときはきれいに植樹されて、景観のよかった道だったろうと私は思うのですけれども、年数がたつことによって植えた木が非常に大きくなって根っこが膨らみ、歩道を持ち上げているという状況になっています。結果的にインターロックでつくられた歩道が波打っている。そこに除雪車が入ってインターロックごと巻き込んでしまうという、そういった状況にある中で、ちょっと手遅れだったなど。私は、何か施策をもっと早目に打つべきだったろうと思います。

道路づくりの中で街路樹というのも必要なものなのかなとは思いますがすけれども、早目に点検をして、歩道を傷めることなく次の施策を打っていただきたいと私は思っております。特にああいうふうに株が大きくなったものを今から周りを掘り起こしてということになるととんでもない経費もかかります。ある程度の樹齢になると根こそぎ抜き取る機械もあるというふうに私も聞いていますので、少しその部分も勉強していただいて、道路、歩道を傷めることなく新しい木に植えかえるとか、そういうこともしていただかなければ、とことん行き詰まってからどうするのだということになると、災害でいけば災害復旧費ということもあるのかもしれないのですけれども、そのときに迷惑をこうむるのは住民であるということを理解していただきたいと思えます。

今回のこの質問は、単に住民の生活というだけでなく、冬の間の除雪を受けている業者の方々も波打った道路によってきれいに除雪ができない。除雪がきれいでないものですから、住民の方から苦情を受けるといふ、このことの繰り返しを何とか早目に解決していただきたいという気持ちも私はあります。来年度の予算の中に少しでも反映していただけることを私は期待して、そしてよりよい補助事業等を使って皆さんの暮らしが一日でも早くよくなることを期待して私の質問を終わります。

秋間議長
小林町長

町長。

加藤議員のおっしゃることはよくわかりました。できる限り、財政の問題もあるのでありますけれども、一回町内の道路状況をよく確認

をして、来年度予算編成に向けてまた検討させていただきたいと思
いますけれども、具体的に新生若葉線の歩道の話がありましたので、状
況等々、対策も含めて建設課長のほうからちょっとお答えをさせてい
ただきたいと思います。

秋間議長
増田
建設課長

建設課長。

建設課長の増田からお答えいたします。

先ほどの新生若葉線のことにつきましては、議員さんがおっしゃる
とおり、ノルウェーカエデが大きくなったことによってインターロッ
キングががたがたになっているという状況について、私どもの維持も
含めて確認したところでございます。それにつきましては、維持管理
の面もそうですし、歩行者の歩く走行上もよくないという面も、両面
から踏まえて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

秋間議長

以上で加藤宏一議員の質問を終了します。

質問順位5番、河口和吉議員。

河口議員

それでは、議長からお許しをいただきましたので、私のほうから一
般質問をさせていただきたいと思います。答弁を町長に求めます。

国は、10月より幼児教育の無償化を進めており、全ての3から5歳
児と0から2歳児までの非課税世帯が無料となる。それに伴う条例改
正が本定例会でなされたが、本町では既に第2子以降は全て無料であ
り、第1子についても非課税世帯とひとり親世帯は無料となっている。
その結果、第1子の0から2歳児のみが有料となるが、4月1日現在
の児童数で計算すると全体の8%、人数で13人である。今後この部分
も無償化し、完全無償化する考えがあるのかお伺いをいたします。

秋間議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、河口議員のご質問にお答えをさせていただくわけであり
ます。

国の幼児教育・保育の無料化につきましては、経済財政運営の改革
の基本方針2018において方針が示され、本年10月から3歳から5歳ま
での全ての児童及び0から2歳までの住民税非課税世帯の児童の保育
料が無償となりますが、3歳から5歳児の副食費については実費徴収
するようにとの内容であります。河口議員のおっしゃるように、本町
では平成29年度より第2子以降全ての年齢の児童と第1子の非課税世
帯及びひとり親世帯の保育料を無償化しており、その割合は本年の年
度当初で入所者数の7割ですが、国の政策により新たに第1子の3歳
から5歳児が無償化の対象となり、その割合は約9割となり、これま
での保育料を負担いただく第1子の0から2歳児のみの割合は当年度
入所者の8%、13人となっているところであります。今回の無償化の
充実については、国の無償化の対象となる部分についての拡充と実費
徴収を伴う副食費について町単独事業としてへき地保育所も含めて無

償化としたものであります。

ご質問にあります第1子の0から2歳児の無償化をどうするかということについては、無償化することにより入所児童の増加が予想されるところであり、今後の児童数の動向や施設面の検討及び保育士の確保などを含めて新年度以降の支援措置として検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜るようお願い申し上げます。

以上、河口議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
河口議員

再質問があれば許します。2番、河口議員。

今まで所得の高い世帯というのは、それに伴う高い保育料を敬遠して0から2歳児をこども園に入れていないと、そういうケースが多く、完全無償化するとその潜在的なニーズに対して保育士と保育室の面積が確保が難しいということで理解はいたしました、国が定めた基準というものを教えていただきたいと思います。0から2歳児までのそれぞれの1人当たりの保育室の面積と1人の保育士が見る児童数、また比較のために3歳児についても教えていただきたいと思います。

秋間議長
小林町長
秋間議長
高木
保健医療
福祉セン
ター長

町長、答弁願います。

保健医療福祉センター長のほうからお答えをさせていただきます。

センター長。

子ども課長、高木のほうから説明をさせていただきます。

国が定めた基準でございますけれども、まず保育室についてであります。0歳、1歳児については、匍匐をするということで1人当たり3.3㎡が必要となっております。一方2歳以上児については、5歳まで同一でございますけれども、保育室は1人当たり1.98㎡が必要となっております。次に、1人の保育士が見ることのできる児童数でございますけれども、0歳児については3人まで、1歳、2歳児については6人まで、3歳児については20人まで、ちなみに4歳、5歳児については30人となっております。

以上であります。

秋間議長
河口議員

2番、河口議員。

これでいきますと、やはり面積についても0歳児だと相当必要になってくる。また、保育士の数についても2歳児までは相当保育士の数も必要になるのかなということを感じたところであります。本町の今後の児童数ということも今後のこども園のことを考えるときには必要になってくると思いますので、昨年度の出生数、また今後の推計をしたものがあれば、それも教えていただきたいと思います。

秋間議長
高木
保健医療
福祉セン
ター長

センター長。

子ども課長、高木のほうから説明をさせていただきます。

現在令和2年度から5カ年間の第2期の子ども・子育て支援事業計画を策定中でございます。平成30年度までの5カ年間の人口の動態から出生数を推計しております。平成30年度の昨年度の実績については

43人でございまして、今年度以降の推計につきましては令和元年度が36人、令和2年度から6年度までは同一数でありますけれども、34人と推計しているところでございます。

以上であります。

秋間議長
河口議員

2番、河口議員。

推計の中でも当然少子化ということは予想される場所ではあります。昨年度の人数から直近の来年、再来年ぐらいまでは恐らく間違いないところであろうと思えますし、この部分は今後少子化対策、子育て支援対策の中でふえるようにしていかなければならない部分だとは思いますが、こども園ということで考えてみた場合には、やはり将来的には減っていくのかなということも感じたところであります。

本町では今まで単独で昨年29年度から2子目以降無償化をしてまいりましたけれども、それにかかわる町費の支出というのはどのぐらいのものであったのか、また国の無償化、今回10月から始まりますけれども、交付税措置が次年度、来年度からとられると思えますが、歳入はどのぐらいふえる見込みなのかをお聞きをいたします。

秋間議長
高木
保健医療
福祉セン
ター長

センター長。

子ども課長、高木のほうから説明をさせていただきます。

平成29年度から実施をしております本町の第2子以降の無償化によります町の負担額でありますけれども、保育料収入分で約3,500万円ということになりますので、この分を町が負担をしているということになります。

次に、国の無償化による歳入の増の部分でありますけれども、今年度については10月からの半年分ということで、今年度については子ども・子育て支援臨時交付金ということで、補正予算にも提出させていただいておりますけれども、半年分で2,375万1,000円の歳入増を見込んでいます。来年度以降につきましては、地方交付税措置ということで、この額の約2倍ということで、1年分としては2倍ということになりますので、およそ4,700万円程度が交付税の基準財政需要額のほうに算定をされるというふうに見込んでいます。

以上であります。

秋間議長
河口議員

再質問あれば許します。2番、河口議員。

歳入の増額の部分は、当然子育て支援のほうに新たに向けていただけるものと、今までの子育て支援、町単独でやっていた部分の穴埋めだけにはしないだろうということは期待をしているところでありますけれども、将来的にこども園の建てかえということも視野に入れたときに、町の方針として完全無償化を目指すのかと、そういうことは町民、特にこれから子供を産み育てる世代の親にとっては大いに関心のあるところではあります。6日の町長の行政報告の中で認定こども園

改築組織検討庁内プロジェクトチームを組織したとありまして、第1回目の会議を開催したということです。具体的に建てかえの時期、建てかえの予定年度、それから建てかえの際に完全無償化に対応したものにするのか、その辺のところ話し合われたのかをお聞きいたします。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

ご案内のとおり、こども園の建てかえに関して高木センター長を委員長とする建設検討委員会を立ち上げたのでありますけれども、内容的には昨日の新聞にも報道されているとおり、内容をどうするか、施設を新しくするに当たって機能だとか内容も含めて検討するわけでありまして、あわせて財源確保、あるいは経営形態も含めて検討するよという指示をしているところでありますけれども、いずれにしても建てかえの年度は令和3年度以降に財政状況も勘案しながら検討していきたいというふうに思うところであります。無償化の議論は、ただそのときからすぐ無償化にするということではなくて、無償化することについては検討していくのでありますけれども、ただ施設的には町内の子供さんが完全に受け入れられるような状況を想定しながら施設の面積基準を確定していきたいというふうに思っているところであります。

秋間議長
河口議員

2番、河口議員。

それでは、現在本町では非課税世帯とひとり親世帯は第1子から無償化をされております。また、課税世帯であっても所得に応じて段階的に保育料が設定されておりますので、本当に保育が必要になる世帯には対応できていると、そのように考えております。

それを踏まえて、子育て支援の方向性というものを考えてみたいと思います。たとえ完全無償化、そういうものに対応した施設を建てて完全無償化をしたとしても、また保育士も確保が大変だと思いますが、何とか確保して4月から完全無償化を実施したとしても、年度途中から入園希望者が出た場合に保育士の数が対応できずに断ると、そのようなことではこれは完全な無償化とは言えないというふうに思います。そして、その人がもしもひとり親で低所得で、それでも生活保護は受けずに頑張ろうと入園を希望してきたとすれば、それは本当にやり切れないことであります。しかしながら、一方で子育てというのは大変とうとい営みであり、喜びである反面、24時間ずっと子供と向き合うということであり、肉体的にも精神的にもつらいものでもあります。それは、所得が高いとか低いとか、そういうこととは無関係であり、やはりそこは無料にしてハードルを下げることによって子育ての大きな支援となる場合もあります。子供は社会の宝、町の宝として社会全体で育てるという考え方になります。こども園に入れるということは、当然その母親は働くことになりますから、労働力対策にもなり、社会に貢献します。また、中には自分の子供は自分で育てたいので、

育児休業を長くしっかりとれる職場を望む人もいると思います。家庭の状況が許せば一番下の子が2歳ぐらいまでは働かずに自分で育てたいと考える人もいると思います。そういう人にとっては、0歳児からの無償化というのは余り意味がない。子育て支援策の充実のほうがありがたいと思います。こども園に関して言えば、例えばですが、ALTを配置して子供のときからネイティブのイングリッシュに触れる機会をつくってほしいなど、そんなようなことを思う人もいるかもしれません。

そこで、提案がございます。0から2歳児をこども園に入れずに自分で育児をする場合、商工会で使える毎月2万円程度の子育て応援商品券、そういうものを創設して配付をしてみてもどうかと。育児に対して対価を支払うという考え方ではなく、町で今行っている子育て支援策の一環として今行われているのが乳幼児健診、乳幼児教室、一時保育促進事業、ファミリーサポート事業、それらとあわせて子育て応援商品券を育児費用に充てたり、家族で食事の回数をふやしたり、ママ友とのランチに使ってリフレッシュをしたりと、子育てのサポートとして気軽に自由に制約なく利用してもらおうと、そういうことで考えてみるかどうかと思います。子育て世代を応援している町であると、その姿勢を示すことにもなるし、また町内商工業の振興の一助にもなると、そのようにも思います。これを0歳児からの完全無償化と組み合わせることによって、現在のこども園の建てかえを待たずに完全無償化ももしかしたら可能になるかもしれない。何よりも多様なニーズに対応できるものと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

お母さんが働いて共稼ぎをする、保育に欠けるという状況の方についてはできる限りお受けをするという方針でこども園の運営をしているところでもありますけれども、ただお子さんを預かるとすれば、やっぱり保育士、あるいは施設も含めて安全を確保しなければならないということでもありますから、そこはある程度の基準で制限をせざるを得ないということもご理解をいただきたいと思いますが、もう一つ、一般の保育の受け入れのほかに、例えば子育て支援として一時預かりとかファミリーサポートとかというような制度も実際に運用しているのでありますけれども、そういうものをできる限り利用しやすい方向に関係の皆さんと協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、具体的に子育て応援商品券という提案をいただいたのでありますけれども、そういうことも含めて、考え方も含めて私どもよくこれからの来年度予算編成、政策決定に向けて検討させていただきたいのでありますけれども、本町においても子育て支援事業のいろいろな取り組みをしているのでありますけれども、大体50項目、金額にす

ると児童手当も含めると2億7,000万円くらいの子育て支援対策としての事業を実施しているところでありますけれども、そういう事業展開の中で今後提案ありました商品券等についても十分検討させていただきたいと思います。

秋間議長
河口議員

2番、河口議員。

よろしく申し上げます。

あともう一点、本町は基幹産業が農業であります。その中で畑作農家の戸数が特に多い。その中でも5月と9月というのは非常に労働力が不足をいたします。農繁期が偏るということから、通年雇用というのが非常に難しい業種であります。産業振興課のほうでも対策を考えているようですが、保育の方面から子供を見てくれれば労働力を1人確保できる、そういう経営体というのもあります。今年5月に10連休となったところでありますが、無償化ということとはまた逆行するのですが、この時期はお金を払ってでも休日保育をしてほしいと、そういう声が本当によく聞かれます。

町の事業としては一時保育推進事業というのがありますが、保護者の休養とか急病などの場合の一時預かりに対応している、そういうものでありまして、また日曜日には対応はしておりません。仕事の面では使えないというのかな、使いにくいサービスかなというふうに思いますので、5月とか9月、この期間に集中して子供を預かるようなシステム、保育のほうと両面でちょっと考えていただけないかなというふうに思っているところであります。

秋間議長
小林町長

町長、答弁求めます。

今年5月に10連休という長い期間があったのですが、この間は2日間は開園をしてお預かりをしたのでありますけれども、農家はちょうど播種期ということで多忙な時期ということでありまして、また町内でもどうしても預けなければならないという方もいらっしゃるということでありますけれども、なかなかそのための人材確保であるとか、いろんな課題もあるのでありますけれども、そういうものにどう対応できるのかということについては今後検討していただきながら、いろんなシステムについてのことを研究してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

秋間議長
河口議員

再質問あれば許します。2番、河口議員。

小林町長はいち早く幼保一元化に取り組んだ町長でありますので、この分野でも他町村には先駆けているというふうに私は思っております。また、本町は町立で救急病院を持っておりますので、夜間に急に熱が出た子供への対応、そういうものも可能かなと思います。あとは町民との信頼関係が深まれば、医療の分野でも子育てのしやすい町だということで非常に強くアピールできると、そのように考えております。今後子育て支援についてはプロジェクトチームで検討されるとい

うふうに思いますが、私の今の質問も検討材料の一つとしていただければ幸いかと思います。これで質問は終わらせていただきたいと思います。

秋間議長

町長。

小林町長

これまで申し上げたとおり、子育て支援対策については町の重要な施策というふうに位置づけているところでありますし、ただいま河口議員からご提案いただいたことも含めて、今後より子育て支援対策を充実させるよう、本町、スタッフともども十分検討させていただきたいと思えます。

秋間議長

以上で川口和吉議員の質問を終了します。

質問順位6番、清水秀雄議員。

清水議員

私は、奨学金制度の創設について町長に伺います。

憲法26条は、全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するとしています。しかし、一般社会における実態は、能力はあっても経済的な理由で大学進学を断念しなければならない人たちもいます。未来に向かって大きな夢を抱く若者を支援するために奨学金制度を創設してはいかかがと考えますが、町長の所見を伺います。

秋間議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

小林町長

それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

所得格差の拡大とともに、子供の貧困あるいは教育の格差が社会問題となる中、子ども食堂の開設であるとか、給付型奨学金の創設、拡充などの支援策が推進されているところであります。国においては、日本国憲法第26条第1項の定めによる教育の機会均等の理念のもと、日本学生支援機構が奨学金事業を実施しており、従来からの貸与型奨学金の改善とあわせて、返還が不要な給付型奨学金が1年間の試行を経て平成30年度より本格実施されております。そのほかに、労働金庫や信用金庫など金融機関の教育ローンや民間団体などにおける給付型の支援制度もあり、土幌高等学校の生徒にはこれらの各種支援制度の情報を提供しているところであります。

本町においては、土幌高校の魅力ある学校づくりとして、土幌町修学資金貸付条例による大学修学資金の無利子貸し付け、それから人材確保を目的にした医師修学資金貸付制度、看護職員等養成修学資金制度、さらには高等学校修学の経済的負担を軽減すべく、土幌町高等学校等修学支援金給付制度を実施しているところであります。経済的な理由により進学を諦めることなく、能力のある子供はその能力に応じて進学することができるようにすることは、国の主要施策として推進しなければならないと思うところであります。

奨学金制度を創設してはいかかがとのご質問であるが、子育てをする

上での悩みとして学習や進路に関することが大きいものと認識しているところであり、先ほど申し上げた支援制度の実施とあわせて奨学金制度についての議論も行ってきたところではありますが、さまざまな課題もあるところでもあります。今後において現行の奨学金制度とあわせ、国の制度拡充の動向を見きわめながら支援のあり方について研究検討を行ってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から答弁をいただいたところではありますが、現行の奨学資金制度とあわせて、国の制度拡充の動向を見きわめながら支援のあり方について研究検討を行ってまいりたいという答弁でございました。今現在行われている支援制度というのは、土幌高校を中心とした支援制度が主体的なものなのかなというふうに見受けられます。

そこで、私は、土幌高校だけではなくて、ほかの高校に通学する子どもたちに対してもそういう制度を創設する必要があるだろうというふうに考えています。そういうことを考えたときに、今実際にどのような実態があるかということだと思のですが、恐らく低所得階層の子供たちというのは初めから、中学生の段階から、もう自分は高校、大学なんていうのは夢のまた夢だというふうに進学を諦めてしまう人たちというのが出てくるのではないかというふうに想像されます。

そのような子供たち、能力がありながらも進学を断念しなければならない。これは、極めて憂慮すべき問題だと考えています。こういう子供たちにも夢を花開かせるということが行政としては非常に大切なことであり、土幌町の将来にとっても大切なことだと考えるのです。そういう意味からも、一般高校に、土幌高校だけではなくて、土幌高校の場合は農業科、職業高校なのです。それからいきますと、やっぱり選択肢が限られてしまいます。そういう点も考え合わせると、ほかの一般の高校に通う生徒たちに対しても奨学金制度というのを考えてはいかがかというふうに思いますが、町長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

秋間議長
小林町長

町長、答弁願います。

今ありましたように、土幌町の修学資金貸付条例は土幌高等学校の振興策ということで現在実施をしているところでもありますけれども、あと高校生については先ほど述べましたように土幌高等学校修学資金給付金ということで年額10万円を出すという、そういう事業展開をしているところでもありますけれども、言われたように能力があるけれども、お金が足りないという場合に、何とかそうではなくて同じように教育が受けられるということができないかというのは私も同じ考えでありますけれども、ただ町でやるとなるとその制度設計がどうなるか

ということもありますし、それとあわせて、今国や民間の中でいろんなことがあるとすれば、それをうまく使うことができないのか、そして使うためにどういう隘路があるかということについても検討したいと思います。ですから、町でその制度をつくるというよりは、もう少し現在の国なり民間のそういうものを使うための方策をどう支援していくかということについて今後私どものほうはよく検討してまいりたいというふうに思っています。

秋間議長 再質問あれば許します。6番、清水議員。

清水議員 民間の企業あるいは団体がそういう奨学金制度を設けてそれぞれに支援するという制度はございます。それは、それぞれに卒業後はその企業に就職してもらうということを条件にしての取り組みを進めているわけですが、本町においても、先ほど申し上げたように土幌高校だけではなくて、ほかの高校に通う子供たちにとってもそういう制度を設けて、卒業後は土幌町で仕事をしてくださいと、そのことによって返還を免除しますということもできるわけですから、実際の取り組みは今行われていますが、それを一般的な子供たちにも対象を広げると、制度を広げるという形での考え方というのはできませんか。

秋間議長 町長、答弁願います。

小林町長 先ほど申し上げましたように、修学資金貸し付け、土幌高校生を対象にして貸し付けする部分については、町内に帰っていただいて、例えば農業を中心として10年以上継続した場合には返還免除と同じように返還金に対する助成をしていくという制度をしているところでありますし、もう一つ、高等学校の10万円については、これは償還でなくて本当給付型として定義をしているところでありますし、今後全国的に見て何点かやっているところも、そのまちに例えば2年間勤めるとかというようなことを条件にしているわけでありまして、いずれにしてもそういうことをやるにしても、町としての制度にするか、あるいは現在の国なり民間が行っているやつに何らかの形で使いづらい、あるいは使うための隘路があるとすれば、それを解決して支援をする方法がないかどうかという方向で私ども検討してまいりたいと思います。

秋間議長 6番、清水議員。

清水議員 先ほど前の議員が質問を行っていました。保育士が将来足りなくなるのではないかと。そういう危惧があります。保育所の保育士を養成するというのも視野に入れながら、土幌に帰ってきて保育士になっていただくということによって償還免除しますよということによって保育士を養成することができるのではないですか。そういう方法をとることによって将来的には土幌の人口減少を食い止めていくと、さらには人口を増勢にしていくという方法も展開によっては可能だと思うのです。そういう取り組みこそが今必要なのではないかとこのように考

えるのです。

そういう点で町独自の奨学金制度と、もちろん町長が先ほどおっしゃっていましたが、国も奨学金制度を充実して対応していくということを打ち出しています。しかし、町独自としての今私が申し上げましたような考え方で町民に理解していただき、そのことによって町の将来展望を大きく広げていくということが可能になるというふうに考えています。ぜひそういう取り組みをしていただくことを求めて私の質問を終わります。

秋間議長 町長、答弁求めます。

小林町長 まず、介護士であるとか、それから保育士が不足職種だということであるけれども、だんだん確保することが難しいという状況にあるので、1つは本年10月、来年4月にかけて現在の準職員である介護職員を正職員にするというふうなことで、議会にも報告のとおり実施をしまいいりということです。それから、もう一つは、先ほど申し上げましたとおり、看護職員等養成修学資金で看護師とあわせて現在も3人の介護士を目指す方に助成をしているということで、来年3月に卒業するとお聞きしているところであります。さらに、保育士についてもなかなか募集をしても集まらないという状況を聞いていますので、看護職員等養成資金制度の中に保育士も含める方向で今後来年度予算に向けて検討してまいりたいと思います。

秋間議長 以上で清水秀雄議員の質問を終了します。

以上で一般質問を終わります。

ここで1時15分まで休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時15分 再開

秋間議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 日程第3、議案第8号「町道の路線廃止及び認定について」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田 議案第8号 町道の路線廃止及び認定について説明をいたします。

副町長 これは、町道の廃止及び認定のため、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

廃止する路線は、中音更西6線、起点、字上音更西6線179番地、終点が字上音更西6線145番地で、経過地は字上音更であります。

認定する路線でございますけれども、同じく中音更西6線で、起点は字上音更西6線179番地9、終点は字上音更西6線157番地1、経過地は字中音更であります。

説明資料の54ページをお開きください。廃止する路線ですが、字上

| | | |
|---|-------|--|
| | | 音更西6線の30号から24号までの間でありまして、認定する路線は次のページに行きまして、上音更西6線の30号から26号までの間であります。なお、26号から24号までは来年度から道営事業として整備をしていくため、今後町は農道として管理をしていくことになります。 |
| | 秋間議長 | 以上、議案第8号の説明とします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (なし) |
| | 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし) |
| | 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) |
| | 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 4 | | 日程第4、議案第9号「教育委員会委員の任命について」議題といたします。 |
| | 小林町長 | 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。 議案第9号は、人事案件の教育委員会委員の任命についてであります。 |
| | 秋間議長 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでありますが、現在の教育委員である末永秀雄委員が本年9月30日で任期になるものでありますけれども、任期をもって退任することになりましたので、後任として記載のとおり、住所は土幌町字土幌西2線152番地2、グランドビューG棟1号室、氏名は原尾英祐氏、生年月日は昭和55年5月7日であります。 以上、提案理由に代えさせていただきます。 説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 (異議なし) |
| | 秋間議長 | 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。 |
| 5 | | 日程第5、議案第10号「辺地総合整備計画の変更について」議題といたします。 |
| | 柴田副町長 | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第10号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。 これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めものであるためです。 今回は、去る6月、第2回定例会において議決をいただきましたス |

クールバス整備事業の変更について議決をいただこうとするものであります。

この変更は、下居辺地の変更でございます。1の辺地の概要、2の公共的施設の整備を必要とする事情については、変更ありませんので、説明は省略をいたします。

3の公共的施設の整備計画の教育文化施設、スクールバス整備事業の事業費を変更するもので、当初29人乗りから41人乗りの中型バスに、上段の括弧内の事業費に変更するものであります。事業費は2,178万円、補助金の額は変更なしで、一般財源が1,837万円で、一般財源のうち辺地債分を1,720万円に変更するものであります。なお、スクールバスの購入につきましては、次の議案第11号で物品購入の議決について提案をさせていただいております。

以上、議案第10号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6 日程第6、議案第11号「物品購入契約の締結について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第11号 物品購入契約の締結について説明をいたします。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ただいま辺地計画の変更で議決をいただきました居辺線のスクールバスの購入にかかわるものでありまして、契約の目的はただいまの説明どおりで、契約の方法は指名競争入札、契約の相手方は宇土幌西2線163番地、有限会社西部自動車整備工場代表取締役、西部栄司氏であります。契約金額は2,167万円であります。

説明資料の56ページをお開きください。入札の執行日時は令和元年8月5日、指名業者は有限会社土幌自動車含め記載の全部で5社であります。入札経過は第1回落札、予定価格は2,178万円、落札率は99.49%、最高入札金額は2,200万円でありました。概要につきましては中型のバス1台で、納期限は令和元年12月25日であります。

以上、議案第11号の説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

| | | |
|---|--------------|---|
| | | (な し) |
| | 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 |
| | | (な し) |
| | 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第11号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 7 | | 日程第7、議案第12号「議決事項の一部変更について」を議題といたします。 |
| | | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 |
| | 柴 田 副 町 長 | 議案第12号 議決事項の一部変更について、工事請負部分ですけれども、説明をいたします。 これは、6月の第2回定例会において議決をいただきました国保病院の給排水衛生設備改修工事について、消費税法の改正に伴いまして消費税及び地方消費税額が増額になるため、契約の変更について議決を求めるものであります。契約金額は9,277万2,000円を9,449万円に変更するものでございます。 この消費税の取り扱いにつきましては、本年度10月からの消費税率の改定が予定されておりましたが、不確定要素が多く、従来の消費税率で契約をしておりましたが、参議院議員選挙後消費税率の改定が確定となったために、その後の指名委員会からの契約につきましては、10月1日以降に引き渡される成果品についての契約は改定後の消費税率で契約をしているものでございます。 以上で議案第12号の説明といたします。 |
| | 秋間議長 | これから質疑を行います。ありませんか。 |
| | | (な し) |
| | 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 |
| | | (な し) |
| | 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |
| | | (異 議 な し) |
| | 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 8 | | 日程第8、議案第13号「議決事項の一部変更について」を議題といたします。 |
| | | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 |
| | 柴 田 副 町 長 | 議案第13号 議決事項の一部変更について、工事請負契約の部分でございませけれども、説明をさせていただきます。 これにつきましても先ほどの議案第12号と同様の理由により、議決 |

| | | |
|----|--------------|---|
| | | を求めるものであります。 |
| | | この工事契約につきましては、公営住宅若葉団地新築工事の建築主体についてであります。1億1,340万円を1億1,550万円に変更しようとするものであります。 |
| | | 以上、議案第13号の説明といたします。 |
| | 秋間議長 | これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) |
| | 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| | 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) |
| | 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 9 | | 日程第9、議案第14号「議決事項の一部変更について」を議題といたします。 |
| | | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 |
| | 柴 田 副 町 長 | 議案第14号 議決事項の一部変更についてご説明をいたします。 これにつきましても議案第12号、第13号と同様に、消費税率の改定に伴いまして議会の議決を得ようとするものでございます。 この内容につきましては、土幌終末処理場建設工事第2期（土木・建築）についての工事請負契約でございます。3億780万円を3億1,350万円に変更をしようとするものであります。 |
| | | 以上、議案第14号の説明といたします。 |
| | 秋間議長 | これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) |
| | 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| | 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) |
| | 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 10 | | 日程第10、議案第15号「令和元年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。 |
| | | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。 |
| | 石垣総務 企画課長 | 総務企画課長、石垣よりご説明申し上げます。 議案第15号 令和元年度土幌町一般会計補正予算〔第3号〕は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,851万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億9,633万7,000円に改めようとする |

ものでございます。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものであります。

それでは、主な歳出から説明いたしますので、12ページをごらんいただきたいと思います。初めに、今回の補正予算の歳出で2節給料から4節共済費までの人件費の補正は、職員の人事異動に伴う人件費の予算不足分の追加でありますので、各款、項、目での説明は省略させていただきますので、ご了承願います。

1款1項1目議会費は、職員の特別休暇取得に伴う臨時職員の配置に係る社会保険料、賃金合わせて125万8,000円を追加するものであります。

2款1項6目企画費は、ふるさと納税のPRに係るウェブサイト向けの広告料110万円を追加するものです。

7目環境対策費は、合併処理浄化槽設置事業助成金4件分、120万円を追加するものであります。

2項2目賦課徴収費は、町民税還付金を100万円追加するものであります。

13ページ、3款1項1目社会福祉総務費は、23節は前年度実績により事務取扱交付金返還金8,000円を追加し、特定財源として道補助金60万円を充当するものであります。

3目障がい者福祉費は、就学前の障がい児発達支援の無償化に伴うシステム改修費101万6,000円及び前年度実績により自立支援給付費等負担金返還金123万5,000円を追加するもので、特定財源として国庫補助金101万6,000円を充当しております。

4目老人福祉費、13節は65歳以上を対象とした高齢者冬期就労対策事業費304万7,000円の追加、19節は訪問介護事業所の運営費補助として403万4,000円を追加するものであります。

9目介護保険費は、一般会計との財源調整で介護保険特別会計への事務費繰出金53万5,000円を追加するものであります。

14ページ、2項1目児童福祉総務費は、子育てのための施設等利用給付費6万8,000円を追加し、特定財源として国庫負担金3万3,000円を充当するものであります。

2目認定こども園費は、財源補正であります。

3目へき地保育所費、11節は賄い材料費として副食代207万2,000円を追加、19節はへき地保育所運営委託料137万円の追加で、特定財源は使用料を44万6,000円減額、職員の給食代を雑入金として21万2,000円を充当しております。

5目子育て支援推進費、13節は幼児無償化システム改修費213万9,000円を追加、19節はへき地保育所のアレルギー児童用副食費補助金8万1,000円を追加するもので、特定財源として道補助金213万9,000円を充当しております。

4款1項4目病院費は、運営資金一時貸付金2億円を追加し、特定財源として病院貸付金償還金を同額充当するものであります。

15ページ、5款1項2目失業対策費は、65歳未満の方を対象とした緊急雇用対策事業委託料400万円を追加するものであります。

6款1項3目農業振興費、強い農業づくり事業補助金及び畑作構造転換事業補助金は、間接補助事業で、事業主体のJA及び1経営体に補助するもので、合わせて1億8,079万6,000円を追加し、特定財源として道補助金を全額充当するものであります。

7目土地改良事業費は、下居辺地区農地耕作条件改善工事の追加工事費2,500万円を追加し、特定財源として国庫補助金及び町債合わせて全額を充当するものであります。

2項1目林業振興費、林業・木材産業構造改革事業補助金は、間接補助事業で、事業主体の道東プレカット協同組合に補助するもので、4,259万2,000円を追加し、特定財源として道補助金を全額充当するものであります。

次に、16ページ、7款1項1目商工振興費、商工業活性化推進事業助成金は、商店街の空き店舗対策に係る経費270万円を追加するものであります。

2目観光振興費、11節の修繕料はプラザ緑風のエアコンポンプの修繕及び道の駅ピア21のレジシステムの軽減税率対応修繕、合わせて110万円を追加、15節はプラザ緑風の障がい者対応リフトの交換工事及び女性用サウナ室の床板張りかえ工事で、合わせて160万円を追加するものであります。

8款2項2目道路橋梁維持費は、除雪ドーザー購入補助金1台分250万円を追加するものであります。

10款2項1目学校管理費の備品購入費及び3項1目学校管理費の備品購入費及び17ページの4項2目教育振興費の備品購入費は、サポート期間が終了する生徒学習用及び校務用パソコンの購入費の追加であります。19節は、指定寄附金により高等学校振興会助成金を10万円追加するもので、特定財源として愛のまち建設基金繰入金10万円を充当しております。

5項1目社会教育総務費、コミュニティ助成事業は、これも間接補助事業で、和太鼓等の備品の整備費について事業主体の土幌高原太鼓愛好会に助成するもので、250万円を追加し、特定財源として一般社団法人自治総合センター助成金を全額充当するものであります。

6項2目体育施設費は、町民プールの配管等の改修工事費170万5,000円を追加するものであります。

3目学校給食センター管理費は、パソコンの入れかえに伴う学校給食システムソフトの更新業務に22万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明しますので、9ページをごらんいただき

たいと思います。9款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、保育の無償化に係る臨時交付金で、2,378万4,000円を追加。

次に、11ページ、21款1項1目臨時財政対策債は、交付税算定により発行額が確定したことで651万8,000円を減額。

次に、10ページになります。19款1項1目繰越金を4,601万5,000円計上して収支のバランスをとったところであります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。第2表、地方債の補正は、補正後の欄に記載のとおり限度額をそれぞれ変更するものでございます。

なお、18ページには一般職の給与費明細書を、19ページには地方債の現在高見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 清水議員 これから質疑を行います。ありませんか。6番、清水議員。

清水議員 15ページの19節、強い農業づくり事業補助金の説明がありましたけれども、内容について説明をしてください。

秋間議長 産業振興課長。

亀野産業振興課長 産業振興課長、亀野よりお答えをいたします。

強い農業づくり補助金でございますが、基本的にJAさんの間接補助事業となっております。その中で、種芋バレイショの出荷、貯蔵施設の整備といたしまして約1億7,445万5,320円の事業費で施設を整備してございます。あと、農作物被害防止施設として事業費6,706万8,000円で事業を実施してございまして、自動車両洗浄施設を整備する予定となっております。次に、強い農業づくり事業の中の経営体育成の補助事業でございますが、これも1経営体の間接事業でございます。自走型コンバインを1台、それとトレーラー、コンバインの運搬用として1台を購入するものに助成を行ってございます。

以上でございます。

秋間議長 そのほかございせんか。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

| | |
|--------------|---|
| 堀江保健 福祉課長 | <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、堀江より議案第16号 令和元年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,899万円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。7款1項1目一般被保険者保険税還付金、23節15万円の追加は、前年度以前にさかのぼっての資格喪失者や所得更正などに対する過年度分国税の還付金であり、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 秋間議長 | <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p> |
| 秋間議長 | <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p> |
| 秋間議長 | <p>討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 秋間議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、原案のとおり可決されました。</p> |
| 1 2 | <p>日程第12、議案第17号「令和元年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> |
| 堀江保健 福祉課長 | <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、堀江より議案第17号 令和元年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億64万6,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款1項1目保険料還付金、23節3万5,000円の追加は、前年度以前にさかのぼっての資格喪失者や所得更正などに対する過年度分保険料の還付金であり、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますよ</p> |

| | | |
|-----|--------------|---|
| | | うお願い申し上げます。 |
| | 秋間議長 | これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) |
| | 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| | 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) |
| | 秋間議長 | 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 1 3 | | 日程第13、議案第18号「令和元年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。 |
| | 堀江保健 福祉課長 | 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、堀江より議案第18号 令和元年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ726万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,567万1,000円に改めようとするものであります。 歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、13節で介護報酬改定に伴う介護保険システム改修委託料84万5,000円を追加、特定財源として国庫補助金31万円、事務費繰入金53万5,000円を充当するものです。 5款1項1目第1号被保険者保険料還付金、23節23万7,000円の追加は、前年度以前にさかのぼっての資格喪失者や所得更正などに対する過年度分保険料の還付金であり、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものであります。 2目償還金、23節618万円の追加は、前年度の超過交付に伴う返還金として国庫負担金316万4,000円、道費負担金225万1,000円、支払基金交付金76万5,000円をそれぞれ返還するものです。特定財源として前年度繰越金を同額充当するものです。 歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略いたします。 以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。 |
| | 秋間議長 | これから質疑を行います。ありませんか。 (な し) |
| | 秋間議長 | 質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し) |
| | 秋間議長 | 討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 |

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

14・15

日程第14、認定第1号「平成30年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定」

16・17

日程第15、認定第2号「平成30年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」

18・19

日程第16、認定第3号「平成30年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定」

20・21

日程第17、認定第4号「平成30年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第18、認定第5号「平成30年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第19、認定第6号「平成30年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第20、認定第7号「平成30年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定」

日程第21、認定第8号「平成30年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定」

以上8件を一括議題といたします。

理事者の一括説明を求めます。町長。

小林町長

平成30年度各会計決算の認定を受けるに当たり、私より平成30年度の町政推進の概要についてご報告申し上げますので、行政報告書1ページ及び2ページをごらんいただきますようお願い申し上げます。

平成30年度一般会計、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、介護サービス事業、簡易水道事業及び公共下水道事業の各特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算について町議会の認定を賜りたく、各会計決算書に行政報告書並びに監査委員の決算審査意見書を添えて提出いたします。

平成30年度の我が国の経済情勢は、6年にわたるアベノミクスの推進により、穏やかな回復が続いております。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で、設備投資が増加するとともに、雇用、所得環境の改善により、有効求人倍率は44年ぶりの高水準となり、また失業率は25年ぶりの低さとなったところでもあります。しかしながら、夏に相次いだ自然災害により個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられた中、政府は一連の自然災害の被災地の復旧、復興を全力で進めるとともに、防災、減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に速やかに着手するなど、追加的な財政需要に適切に対処するため、補正予算を編成し、景気は穏やかな回復傾向にあります。

一方、少子高齢化が進む中で特に地方では人手不足感が高まっており、その対応が喫緊の課題となっているほか、国際情勢ではTPP11や日欧EPAの発効、さらには日米物品貿易協定の交渉開始への合意など、農畜産物の輸入拡大により、農業を初め地域産業、経済への影響が懸念されるところであります。

本町の基幹産業である農業においては、春耕期は天候に恵まれ、播種作業は例年より早く始まり、生育、作業とも順調に推移したものの、6月中旬以降は降雨、曇天、低温が続き、7月上旬の前線停滞による大雨によって滞水被害が発生、7月下旬からは天候も回復し、生育遅れも挽回したものの、その後少雨干ばつ傾向となり、9月には台風21号の上陸によりスイートコーンを中心に倒伏被害が発生するなど、天候の偏りが大きい年となりました。

酪農、畜産関係においては、9月に発生した胆振東部地震による全道停電と粗飼料の品質不良により、生乳生産状況は懸念されましたが、対前年比104%と初の9万t台となる9万3,078tとなり、販売高においても乳価の上昇を受け、史上最高の93億円となりました。肉牛生産については、年明けから牛肉輸入量が増加し、厳しい肉牛情勢が続くことが予想される中、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格の見直し等の対策が図られたところあります。

そのような中、農畜産物の販売高においては、農業共済金を合わせると史上最高だった前年度をさらに上回る461億円となり、4年連続で400億円を超える結果となりました。

道の駅ピア21しほろについては、平成29年4月のリニューアルオープンから1周年を記念した誕生祭を初め、じゃがいもまつりなど多くのイベント、企画展開により、道内外の各地から約38万2,000人と多くの皆さんに来訪いただきました。また、9月の胆振東部地震の際には、一部非常電源に限られる中、臨時営業体制により食事、飲料の提供など重点道の駅である防災拠点としての役割も果たしたところあります。

4月3日に設立した株式会社CherSは、新しい特産品の開発、販売、地域振興に係る人材育成、新道の駅を核とした情報発信や交流ネットワークの構築等の各種事業を展開しており、この新会社への支援を通じて地域経済の活性化を図る取り組みを進めたところあります。

それでは、これより平成30年度一般会計の決算の概要についてご報告いたします。

まず、歳入であります。総額76億350万5,000円、対前年度比29億1,459万7,000円、27.7%と大幅な減となりました。主な要因としては、普通交付税の減少とともに、国庫支出金が対前年度比5億676万5,000円、44%の減、道支出金が19億8,090万円、80.5%の減となったこと

によるもので、国庫支出金については前年度に行われた西上橋災害復旧事業に対する減額によるもので、道支出金については同じく前年度に行われた産地パワーアップ事業、強い農業づくり事業に対する減額によるものであります。

町税については、固定資産税で対前年度比251万8,000円、0.5%の減となりましたが、町民税で5,877万6,000円、11.5%の増を初め、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税などでも増となり、町税総額は対前年度比5,798万4,000円、5.1%の増となりました。地方交付税については、普通交付税において地域経済、雇用対策費などの減額により、対前年度比5,492万1,000円、2.0%の減となり、特別交付税においては病院支援分が減額となったほか、準過疎対策分などで減額になったことから、地方交付税全体で7,637万9,000円、2.5%減となりました。町債については、農畜産物加工研修施設整備事業の繰り越し事業に一般補助施設整備等事業債7,750万円、道路整備事業等に公共事業債、辺地対策事業債など3億2,070万円を充当したことにより、対前年度比6,580万円、12.7%増となりました。

次に、歳出についてであります。総額73億6,492万8,000円となり、対前年度比28億8,464万1,000円、28.1%の減となりました。主な要因としては、災害復旧事業債がおおむね完了に伴い対前年度比7億197万9,000円、96.4%の減、普通建設事業費で対前年度比18億4,705万6,000円、54.6%の減となったことによるものであります。人件費については、手当の抑制に努めたところですが、人事院勧告に基づく給料、手当などの改定により、対前年度比5,868万2,000円、4.5%増、物件費については対前年度比382万4,000円の微減、扶助費、補助費については補助費において前年度農業共済事業再編補助金があったことから対前年度比2億9,523万4,000円、14.7%の減、公債費については緊急防災・減災事業債の償還開始などにより3,712万9,000円、5.2%の増となったところであります。

主な建設事業では、農畜産加工研修施設整備に1億7,950万9,000円、公営住宅建替等事業に2億151万1,000円、農地耕作条件改善事業に2億1,459万6,000円、社会資本整備総合交付金事業を含む町道整備事業全体で3億5,110万3,000円、道営土地改良事業の負担金として1億1,166万6,000円などがあります。土地改良事業、町道整備事業などの各種建設事業に係る経費の一部は地方債に依存しており、地方債の残高は前年度より1億1,867万9,000円減少しておりますが、未償還額は71億7,391万9,000円と依然として多額の返済額が残っておりますので、次年度以降もより一層の健全化に努めてまいります。

各種財政指標においては、起債の借り入れに係る基準になる実質公債費比率は5.1%と前年度より0.9%上昇、経常収支比率は地方交付税などの減額により88.6%と前年度より1.3%改善しているものの、依

然高い数値となっているため、財政の硬直化の解消に向け配意をしていかなければなりません。財政力指数については0.292と前年度をわずかに上回ったものの、地方交付税の減額などの影響により財政状況が一層厳しくなることが懸念されます。今後もさらに経常経費の縮減を進め、基金の有効活用も図りながら健全な財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上が平成30年度一般会計の決算の概要であり、各行政施策の成果及び予算の執行実績については各担当より説明いたします。あわせて、国民健康保険事業を初めとする6特別会計並びに国民健康保険病院事業会計の決算の概要についても本書により報告いたしますので、よろしく審議くださるようお願い申し上げます。

秋間議長 ここで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時15分 再開

秋間議長 それでは、休憩前に引き続き議会を再開いたします。

以上の各会計に対して監査委員の決算審査意見書が添付されておりますので、職員に一般会計ほか6特別会計並びに病院事業会計の各第4、結語を朗読させます。

宇佐見 令和元年8月30日。

総務係長 土幌町長、小林康雄様。

土幌町監査委員、佐藤宣光。土幌町監査委員、河口和吉。

平成30年度土幌町各会計決算審査意見について。

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定による平成30年度土幌町各会計歳入歳出決算の審査、地方自治法第241条第5項の規定による土地開発基金の運用状況等の審査をそれぞれ行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

12ページをごらんください。第4、結語。

平成30年度土幌町一般会計並びに6特別会計の歳入総額108億294万6,000円、歳出総額104億8,918万5,000円（病院事業会計を除く）の決算について審査を行った結果、指摘事項、改善を要する事項、検討を要する事項等についてはそれぞれ関係項目の中で所見を述べてきたところであるが、本決算は予算及び年度当初の町政執行方針に沿って誠実に執行された結果をあらわしており、計数に誤りなく、財務が諸法令、規則に基づき、おおむね適正に執行されているものと認められた。よって、この決算は妥当なものと判断する。

近年、地方自治体を取り巻く環境は、行財政、産業、経済、町民生活といずれの分野においても多様で厳しい状況の中、町において時代のニーズを踏まえたさまざまな施策がほぼ予定どおり推進されたこと

は、執行に当たってこられた理事者並びに職員各位の多大な熱意と努力に対し、心から敬意を表する次第である。

続いて、23ページをごらんください。第4、結語。

平成30年度病院事業会計決算を審査した結果、本決算を総合すると、会計業務は法令に基づき適正に処理され、計数に誤りなく、病院事業の財政状況、経営成績を正確に表示しているものと認められた。

本町の病院事業は、昭和31年2月に土幌農協が運営する土幌厚生病院を町が買収し、土幌町国保直営診療所を開設、昭和43年には地方公営企業法を適用、爾来、施設、設備の充実、高度化を進めるとともに診療科目の充実を図りながら、今年をもって63年の歴史を刻んできた。

地方自治体病院は、医師、看護師等の専門職確保が難しい情勢にあるとともに、厳しい経営を強いられているところである。このような状況の中、平成30年度の医師体制は3.65名の常勤医師体制で、平成30年7月1日から病床運営形態を60床（一般40、療養20）から一般50に改め、厳しい状況の中、池田院長を先頭に病院スタッフ一丸となって信頼回復に努められ、地域における医療を守るべく積極的に取り組まれてきたところであるが、しかしながら外来及び入院患者の利用状況は伸び悩んでいるところである。

信頼回復に時間を要すると思われるが、本町の病院は町内唯一の医療機関であるとともに、取り巻く福祉村の中核として、安心と信頼の町民のための病院構築に向かって新公立病院改革プランに伴う経営の効率化、健全化に努められ、信頼される医療の提供と患者サービスの向上、そして地域医療の充実を目指し、なお一層の改革と患者確保に配慮願うとともに、あわせて日々努力されている医師陣と職員に対し、敬意を表するものであります。

以上です。

代表監査委員から補足説明があれば求めます。

ございません。

お諮りします。

本会議は、ただいま議題となっている認定第1号から認定第8号までの平成30年度各会計の決算審査に当たって、地方自治法第98条第1項に基づき、必要に応じて町の事務に関する書類及び決算書を検閲し、町長及び関係行政委員の報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納について検査をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度各会計決算審査は、地方自治法に基づき検査することに決定いたしました。

秋間議長
佐藤代表
監査委員
秋間議長

秋間議長

なお、ただいま議決しました各会計決算の関係書類の閲覧は、監査室前に配置しておりますので、随時閲覧を願います。

お諮りします。ただいま議題となっている認定第1号から認定第8号までの各会計決算審査については、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ただいま議決されました地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、平成30年度各会計決算審査は、決算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に決算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場において決算審査特別委員会を招集します。

本日の本会議はこれで散会します。

(午後 2時23分)